

公益財団法人公益法人協会 第26回(定時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 令和元年6月27日(木) 14時～16時05分
- 2 開催された場所 仏教伝道センタービル 8階「和」の間
- 3 評議員総数及び定足数
 総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 15名

 (出席) 秋山孝二、浅野 有、伊藤道雄、今井 渉、上保紀夫、紙野憲三、
 木戸 寛、高橋陽子、谷井 浩、茶野順子、徳川義崇、中野佳代子、
 振角秀行、山本雅貴、渡邊 肇

 (注) 徳川評議員は第3号議案説明時の14時40分に着席した。

 (欠席) 大貫正男、小方 泰、木村裕士、小西恵一郎、渋沢雅英、轟木洋子、
 野村 萬、深尾昌峰、蓑 康久、吉井實行

 (監事出席) 谷村 啓

 (理事出席) 時枝(雨宮)孝子理事長(以下「雨宮理事長」)、太田達男会長

 (議案説明及び報告) 雨宮理事長、長沼事務局次長

5 議 題

決議事項

- 第1号議案 「議事録署名人の選出」の件
- 第2号議案 「平成30年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
- 第3号議案 「平成30年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件
- 第4号議案 「理事の選任」の件
- 第5号議案 「監事の選任」の件
- 第6号議案 「評議員の選任」の件
- 第7号議案 「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 第52回理事会の審議結果
- ③ 内閣府公益認定等委員会の動向
- ④ 休眠預金活用制度の動向
- ⑤ 自民党への要望活動
- ⑥ 内閣府「相談会事業」の受託
- ⑦ 「公益法人のガバナンス・コード」(案)の策定
- ⑧ 講師派遣料金の改定
- ⑨ その他報告(事業の進捗状況)

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、評議員総数25名中14名が出席、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足している旨の確認があり(その後1名が着席し15名出席となつた)、続いて本評議員会の議事進行について説明があつた。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移つた。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、今井 渉、上保 紀夫の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「平成30年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「平成30年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに雨宮理事長より第2号議案について、次のとおり事業報告の説明があつた。

[事業報告]

平成30（2018）年度は、新公益法人制度施行10周年、特定非営利活動促進法施行20周年の節目に当たり、当公益法人協会は(公財)さわやか福祉財団及び(公財)助成財団センターとの共催で「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」を12月初旬に開催し、公益認定法の一部改正等を求める3項目からなる大会宣言を採択した。また、公益信託制度の見直し要綱案が公表され、法案作成の段階に入ったほか、休眠預金活用法に基づく指定活用団体が指定される等、公益法人等をめぐる制度環境にとって画期的な事柄が続いた年度となつた。

一方、国内を顧みれば少子高齢化や災害等の社会課題は厳しさを増し、国際的な視点では持続可能な開発目標SDGsへの一層の取り組みが求められる現在、社会的課題解決のため、民間公益セクターの存在意義、重要性は高まるばかりである。

このような環境認識の下、平成30年度事業計画における基本方針は以下の5点であつた。

- (1) 前・中期経営計画（2015～2017年度）の実行状況を精査し、次期中期経営計画（2019～2021年度）の基礎固めを行う。
- (2) あらゆる事業展開において、「公益法人制度改革施行10周年」を中心捉えた活動を実施し、次世代にふさわしい公益法人協会の在り方を考える。
- (3) 会員へのより質の高いサービス向上をめざし、現行会員システムの機能を更に拡充、強化し、会員満足度に立脚した会員システムの再構築を図る。そのうえで、中期経営計画「3ヶ年Kプラン」を確立する。
- (4) 出版事業、セミナー事業、情報公開事業のブランド化と先進的優位性を図り、持続的な組織基礎体力を確立する。

(5) 公益法人協会を取り巻く国内外の動向を正しく精査し、市民社会との親和性を重視した政策提言、国内外事業連携を選別し、費用対効果を挙げる。

上記の基本方針に沿い、それぞれ次のような対応を行い、成果を得た。

(1) 前期3ヶ年計画の各項目の実施結果又は経過を確認し、それぞれの達成率等を検証した。事務局体制としては、セミナー担当の増員、調査部研究員の補充を行った。

(2) 公益法人のより良い制度環境の実現を目指し「民間法制・税制調査会」を再度設置し、「公益法人制度改革提言に関する報告書」を取りまとめた。また、新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム「市民社会へのインパクトと今後の展望」を(公財)さわやか福祉財団、(公財)助成財団センターと共に催した(12月4日、於アイビーホール)。

(3) 中期経営計画「3ヶ年Kプラン」を策定し、第51回理事会で承認を受けた。年度後半には「会員アンケート」を実施、よりニーズに沿ったサービスを展開し会員の増大に結びつけることが確認された。

(4) 出版事業は、新刊の刊行には至らなかったが、『一般法人の設立』、『立入検査』の改訂版を刊行した。セミナー事業は、会計セミナーを軸に各種テーマ別セミナーを年間計150回開催(前年度129回)、参加者数は5,468名(前年度4,470名)に上り収益に大きく貢献した。情報公開事業は500近い法人の情報を独自ドメインで公開し、安定した収益を上げた。

(5) 「新公益法人制度10周年記念シンポジウム」で採択された財務三基準関係の是正などの大会宣言3項目について、政府、与野党に対し要望活動を展開した。また、「平成29年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について(案)」や「内閣府令等一部改正案」(控除対象財産額に関する果実の扱い)の意見募集の際には意見書を提出した。法制・コンプライアンス委員会、税制・会計委員会を定期開催し、非営利組織に関連する法制の動きを共有し、また平成31年度税制改正要望について意見交換を行った。災害支援としては、8月に「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」を立ち上げ、2回の配分を実施したほか、「東日本大震災 草の根組織応援基金」の第7回配分を実施した。さらに、その他の事項として、公益法人協会の顔である「相談室」に一層力を注いだことが挙げられる。相談件数は減っているが相談内容は複雑化しており、相談法人の実情に即し個々に対応したことが報告された。

また、財務面では2018年度の経常増減は、当初の689万円の赤字予算にかかわらず、最終的には22万円の黒字を確保することができたこと、また引き続き会員を増強し、経費の効率的な運用や既存事業の収益拡大方策等、さまざまな努力を重ねていきたいと考える、とのことであった。

[計算書類]

次に、長沼事務局次長より第3号議案について計算書類の説明があった。説明によると、平成30年度貸借対照表によれば一般正味財産増減額は22万円の黒字となった。大きなポイントとしては、負債と正味財産の合計が1億4,200万円から1億5,700万円となり1,500万円ほど増えたことがあるが、これは、固定資産のリース資産として、協会内のサーバー、複写機の購入によるものであり、同額がリース債務として計上されている。また、平成30

年度正味財産増減計算書及び参考資料によれば、30年度の当期経常予算は689万円の赤字予算であったが、当年度決算額は最終的に22万円の黒字決算となった。この要因について事業ごとにみると、出版事業が460万円、相談室事業が558万円のそれぞれ減益であった一方（30年度は内閣府相談会の受託はなかった）、セミナー事業が6,100万円の収益予算に対し7,700万の収益を上げたことが非常に大きい。これは主に社会福祉法人向けセミナーの開催回数を大幅に増やしたことによるものであり、結果として経常収益は予算2億2,100万円に対して2億3,700万になった。当然、これに伴い、通信運搬費、諸謝金、会場費等の費用は増加したが、全体で22万の黒字収益を上げたことは大きく、事務局のモチベーションも上がった。情報公開事業以外はすべての事業において収支は赤字であるが、会費、入会金及び一般寄附金収益の65%を公益目的事業に充てることで収支相償を確保しており、また、遊休財産額、公益目的事業比率等についていずれも財務基準をクリアしている。今後も、収益の基盤である①セミナーの拡大、②新刊本の発行、③会員の増強を三本柱とし、さらに利益率のよい情報公開事業についても継続していきたい、とのことであった。

また、税制改正により昨年11月、行政庁の証明を取り付けて設置した「民間公益活動推進基金」は、現物寄附によりその年度どれだけ基金を積み立てたか、監事監査及び理事会承認を経て行政庁に報告するものであるが、初年度に当たる30年度は寄附がなかった、との説明があった。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

（今井評議員）普及啓発事業において、『社会福祉法人会計の基本』の売り上げが良好であったとのことであったが、これはセミナーで集客がかなりよかつたからなのか、それとも昨年度は社会福祉法人にターゲットを絞って重点的に事業を遂行したからなのか。

（雨宮理事長）公益法人協会が社会福祉法人をターゲットにするかどうかはかねてより検討課題である。社会福祉法が公益法人をモデルにして改正されたために、その内容についてセミナー等のニーズがあり、また出版もイラスト入りで社会福祉法人向けの書籍を作った。しかし一方で、社会福祉法人は役所との関係が強く、私たちには社会福祉法人のすべてを理解しているとは言えない。本当に社会福祉法人すべてをターゲットにするかどうかはまだ分らないし、ターゲットにするかどうかは、今後、学校法人などが同様に視野に入ってくる時にどうするかということとも合わせ、検討課題の一つである。いずれにしても、私たちの基本は、公益法人・一般法人及びNPO法人だと考えている。

（伊藤評議員）社会福祉法人セミナーがセミナー収益7,700万のうちのどのくらいを占めているかは分からないが、かなりの貢献をしたと理解した。一方、社会福祉法人

は社協など系列の団体があると思うが、そこではこれまで研修はやっていなかつたのか。また、公益法人協会は社会福祉法人と今後どのような関係を持っていかれるのか展望をお聞きしたい。

(長沼事務局次長) 全国社会福祉協議会でも同様のセミナーを開催していると聞いていますが、公益法人協会のセミナーにも参加し満足していただいていることはアンケートから伺える。また、事業計画では社会福祉法人との連携については特に言及していない。

審議の結果、第2号議案を、続いて第3号議案を出席評議員全員一致で可決した。

第4号議案「理事の選任」の件

議長の求めに応じて、雨宮理事長から、理事は非改選の1名を除き12名が改選であるが、うち1名からは再任を希望しない旨の申し出があった。続いて、再任候補者11名、新任候補者2名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり再任11名、新任2名が選任されると、改選後の理事総数は非改選1名と合わせて14名となる(定数10~15名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

浦上節子、太田達男、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、高宮 洋一、田中 翔、橋本大二郎、早瀬 昇、堀田 力、山岡義典

(新任)

蓑 康久、渡邊 肇

任期は、選任された日から令和3年に開催する定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任1名は次のとおり。

(退任) 福原 義春

第5号議案「監事の選任」の件

同じく雨宮理事長から、監事は現3名のうち2名が改選であるが、その2名は再任候補者である旨、また、原案どおり選任されると、改選後の監事総数は3名で変わらない(定数2~3名)旨の説明があった。

審議の結果、次のとおり再任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

中田ちず子、平川純子

任期は、選任された日から令和5年に開催する定時評議員会終結の時まで。

第6号議案「評議員の選任」の件

同じく雨宮理事長から、評議員の改選案について説明があった。説明によると、現評議員25名のうち、8名が改選期に当たるが、うち4名からは再任を希望しない旨の申し出があり、また、非改選の評議員のうち2名から辞任の申し出があった。続いて、再任候補者4名、新任候補者6名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任されると、評議員総数は改選前と同数の25名になる(定数20~30名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり再任及び選任を、出席評議員全員一致で可決した。

(再 任)

秋山孝二、茶野順子、中野佳代子、吉井實行

(新 任)

稻垣 裕志 (公財)原田積善会 理事長

小熊 竹彦 (公財)生協総合研究所事務局長、業務執行理事を兼任予定

尾崎 勝吉 (公財)サントリー文化財団 専務理事

亀岡 晃浩 (公財)本田財団 常務理事就任予定

島田 京子 (公財)日本国際交流センター 理事

清水 肇子 (公財)さわやか福祉財団 理事長

任期は、選任された日から令和5年に開催する定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任5名及び辞任2名は次のとおり。

(退 任) 今井 渉、小方 泰、深尾 昌峰、山本 雅貴

(辞 任) 斎 康久、渡邊 肇

第7号議案「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

議長より、同議案を提案した経緯の説明に統いて、退任する今井評議員の後任の同選出委員会委員候補者を諮ったところ、中野佳代子評議員を推薦する意見があった。審議の結果、中野氏を選任することを出席評議員全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下の①～⑦につき、報告があった。

① 役員等候補選出委員会の審議結果

第4号及び第5号議案にて、説明済み。

② 第52回理事会の審議結果（雨宮理事長）

今月4日に開催した理事会では、本評議員会に提出するための平成30年度事業報告案、同計算書類等案、役員及び評議員候補者名簿案が原案どおり承認された。理事長より個人的な意見として、前回の評議員会において秋山評議員から提案のあった「地域」の問題について、公益法人協会はもつといろいろな地域で拠点をつくりたいと考えている、公益法人ならば当然知っていると思われることについてまだまだ知っていただけていないことも多くあり、また同時に公益法人に対する社会の理解を深めていただくことについても、今後はもう少し腰を据えてやっていきたいと考えている。

③ 内閣府公益認定等委員会の動向（雨宮理事長）

4月1日付で内閣府公益認定等委員会委員が5名交代し、委員長も替わった。また、『新公益法人制度10年を迎えての振り返り報告書』が発表された。これによれば、例えば収支相償については、収支相償のフローを1年でなく2年でやってもいいのではないか、とか特定費用準備資金や資産取得資金の形で柔軟な解決策もあるのではないか、といった意見らしきものもあるが、内容は必ずしも確定しておらず疑問形であり、いずれも「内容を周知徹底していきたい」といった文言に集約されているように感じられる。引き続き、公益法人協会として政策提言を続けていきたい。新たな公益法人は10年で700くらいしか

増えていない。それに対して一般法人は6万2千ほどあるが実態は不明であり、設立登記をしていることでしかチェックできないことも非常に大きな問題である。

④ 休眠預金活用制度の動向（雨宮理事長）

報告によると、休眠預金は指定活用団体が決まった。休眠預は海外でも市民活動団体への支援に使われているが、休眠預金全体をめぐる動きが一般に広く広報できているかは疑問である。指定活用団体は4つの団体が応募したが、経団連が中心になったJAMPIAに決まった。一番問題になったのは、資金分配団体の選定に当たり、助成対象事業の必要額に対し20%以上は自己資金確保が原則ということであった。もっと自由に使えるようにし、チェック体制をしっかりとすることが大切であると考える。

⑤ 自民党への要望活動（長沼事務局次長）

昨年10月に内閣改造と党役員人事が新体制になったことに伴い、自民党行政改革推進本部が11月1日に再始動した。本部長は塩崎恭久衆議院議員。取り組むテーマは5つあり、具体策を検討し6月までに提言をまとめ、夏場に出す骨太の方針へ盛り込むことを予定していた。取り組むテーマは、①行政関与の在り方、官民の役割分担、②国立大学法人改革、③公益法人のガバナンス改革、④統計改革・EBPM推進、⑤社会保障の利便向上である。③の検討チームの座長は、埼玉5区の牧原秀樹衆議院議員。政務調査会でも合わせて部会の見直しが行われ、従来は3つの部会すなわち「公益法人・NPO等特別委員会」、「社会的事業に関する特別委員会」、「公益活動の推進に関する特別委員会」があつたが、「社会的事業推進特別委員会」（委員長：伊藤達也衆議院議員）に統合され、その下部に従前の3つの小委員会が設置されることとなった。公益法人協会は従来、公益法人・NPO等特別委員会を窓口に要望活動をしていたがこれが小委員会（委員長：宮下一郎衆議院議員）となったことで、2つの窓口をにらみながら要望活動を行った。本年1月16日に宮下議員を訪問し提言の要望書を提出した。この提言書の内容は、年末のシンポジウムで採択した財務三基準の是正など3項目からなる公益法人制度改革提言である。また、2月7日には牧原議員に同様の要望書を提出し、ガバナンス改革とはどのようなことを考えているのか情報収集、意見交換を行った。3月5日に自民党行政改革推進本部のヒアリングがあり、公益法人協会からは理事長、副理事長が出席し説明を行った。公益法人のガバナンスをめぐる現況と課題、当協会ではどのような取り組みをしているかについて説明をした上で、ガバナンスをめぐる提案として英米ではガバナンス・コードがあるので、日本でも作ったらどうか、チェックリストを作れるのではないかという提案を申し上げつつ、公益法人制度改革に関する要望も行った。4月3日には宮下議員を訪問し、12月以来の関係方面の要望結果を説明した上で再度制度改革の提言の実現について要望したところ、ヒアリングを開くので説明に来てくださいと話があった。5月24日に「社会的事業推進特別委員会」の「公益法人・NPO等小委員会」でヒアリングが開かれた。公益法人制度改革提言をメインに説明し、ガバナンスをめぐる提案についても説明した。また、ガバナンス改革については、公益法人が自らを律し法人運営を行っていく必要があり、法令のみではなく自らガバナンス・コードを作成し、襟を正して活動していく必要があるのではないか、そのための8つの原則を考えている旨を説明した。6月7日、自民党が参院選の公

約を発表し、令和元年政策パンフレットを公表したが、その中で「税制優遇等を受けている公益法人等について、さらなる信頼性確保のため役員・評議員の基準の見直し、監査体制の徹底など法律ベースのガバナンス強化に加え、チャリティ・ガバナンス・コード策定を推進します」とあった。さらに6月21日「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針）が閣議決定され発表されたが、その中で、「新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人等のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。」と記載された。

⑥ 内閣府「相談会事業」の受託（長沼事務局次長）

報告によると、同事業は平成22年度より競争入札により受託し、昨年度は逃したもの今年度は再度受託した。今年度は全14回の開催を予定しており、場所は東京8回、地方6回（大阪4回・福岡2回）である。すでに3回が終了している。今年度は受託したとは言え赤字を覚悟しなくてはならないが、この事業を行うことで、当協会の信用を高めることにつなげたい。

⑦ 「公益法人のガバナンス・コード」（案）の策定（長沼事務局次長）

「公益法人のガバナンス・コード」（案）は、公益法人法制委員会、同コンプライアンス委員会、両者の合同委員会のほか、有志からなるWGを複数回経て作成した案である。個々の法人に強制するものでは決してなく、自らの法人のガバナンスについて改めて考え、健全な法人運営のために使っていただけるようなものをという主旨で策定したい。作成に当たっては英米のチャリティ・ガバナンス・コード、日本のコーポレート・ガバナンス・コード、スポーツ団体のガバナンス・コードを参考にした。英国と日本では役員構成が異なり、また日本の中でも理事・監事・評議員の区別、社団法人・財団法人の違い、小規模・大規模の違いなどあり、差異を細かく議論していくと煩雑かつ膨大なものになってしまうので、大括りしたものとして扱い作成した。構成としては、原則と、原則についての考え方、その根拠を示し、原則について推奨される運営実務としてはこのようなものが考えられるということを例示した。7月上旬に意見募集し、9月中旬を目途に最終版を決定の上関係各方面へ周知したい。さらに、実行性を担保するために、もう少しブレイクダウンし、チェックリストを作る、コードに関する説明会や解説書などの発行なども検討したい。

⑧ 講師派遣料金の改定（長沼事務局次長）

セミナー事業として、各種セミナー事業のほか、講師派遣事業を行っている。30年度は25回ほど行い、120万程度の収益を得た。利益率を上げたいことや、参加人数の規模による金額のは正を行いたいと考え、料金を改定し理事会で承認を取り付けたい。

⑨ その他報告（事業の進捗状況）

本年3月に開催された臨時評議員会以降の事業実施状況等につき（上記⑧までに報告した項目を除く）、別添の配布資料を元に各担当理事から報告があった。

以上の報告に対して、次の意見があった。

（秋山評議員）ここ数年感じることとして、法律を施行した当初の「公益法人」の意義を公益法人協会が繰り返し語っていること自体は正論だと思うが、認定する側、監督官庁側は数年で担当が替わり、公益法人側もガバナンスしている人が替わるとなると、目

先のやりとりに追われている様子が見受けられる。本来は活動というものの評価を主張することが大切なに、帳簿や書類の作成管理、法令順守に終始している雰囲気を感じる。地域においては身近にアドバイスをしてくれる所はなく、公益法人協会はあきらめずに「民が担う公共」の理念を説明し語り続けていただきたい。私は制度改革の初めから理解しているつもりだが、短期的整合性論争に法人側が呼応してしまっていることは非常に残念である。あきらめずに公益法人協会が言い続けることが大切である。

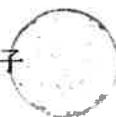
(谷井評議員) 自民党、政府へのアプローチは公益法人協会ならではの活動であり、非常に感謝している。公法協の競合団体(任意団体)がこのような活動をやっていないとすれば、先方との差別化のため、その点をアピールする等をぜひ検討していただきたい。また、公益法人のガバナンス・コード作成について、非常にありがいが、分かる人は分かるが分からぬ人はよく分からない。分からない人が見ると余計なことをしやがってという風に見られる可能性が強い。「放っておくと国の方がやってくる。だから我々がやるんだよ。」という、公法協の意思を常にしのばせていただくとよいと思う。また、このような活動を我々がしているということを、機会を作つてアピールして欲しい。消費者ニーズには、先方がうまくやっている。自分が関係している一般社団法人が役員賠償責任保険の加入を検討していたが、公益法人協会でなく競合相手と天秤にかけて、費用の面で負けてしまった。評議員自らも会員勧誘だけでなく、団体保険加入についても説明・勧誘していきたいと思う。自戒をこめて、しっかりと公益法人協会のPRを頑張っていきたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時05分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和元年6月27日

議長 高橋 陽子



議事録署名人 今井 渉



議事録署名人 上保 紀夫



本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子

